

平成 29年度 関川村むらづくり総合推進事業(地域力緊急対策分)[募集要項]

キラリと光る

地域ビジネス創造事業



関川村役場 総務課 企画財政班

□ 住所 〒959-3292 新潟県岩船郡関川村大字下関 912 番地

□ TEL 0254-64-1476 (直通) □ FAX 0254-64-0079

□ メールアドレス i-kentaro@vill.sekikawa.niigata.jp

□ ホームページ URL <http://www.vill.sekikawa.niigata.jp/>

目 次

| | | |
|---|--------------------|---|
| 1 | キラリと光る地域ビジネス創造事業とは | 1 |
| 2 | 制度の概要 | 2 |
| 3 | 申し込みから結果公表までの流れ | 4 |
| 4 | 補助金等の事務手続き | 6 |

1 キラリと光る地域ビジネス創造事業とは

現在国では、地方に活力を取り戻すため「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、2060年に人口1億人を確保するという「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が決定されました。これを受け、村では、村の特色や資源を活かし、地域の活力となる具体的な施策を掲げ、第6次関川村総合計画及び関川村地域総合戦略を立案しました。

近年、社会環境及び情勢は、目まぐるしく変化し、住民のライフスタイルの変化とともに、著しい人口減少を招いています。村のみならず、各地方が直面するこの人口減少問題は、住民自治にも影響を与える大きな問題であり、集落活動やコミュニティ活動の維持継続も不安視される状況です。この地域課題を解決し、村民自らが主体となった活動を進めていくことは、今後の村にとって極めて重要であると考えています。以上のことを踏まえ、村では、村民総活躍社会実現のため、地域の資源を活かした地域ビジネス創造による活性化に取り組んでいくこととしました。

この事業は、皆さんの日ごろの思いやアイデアを活かして、村民自らの創意工夫により、地域に雇用を生み出し課題を地域で解決し、次世代に誇れる豊かなむらづくりを推進する、そんな取り組みを支援するものです。

これまで平成22年度からの6年間、キラリと光る地域活性化事業を実施し、村民の手による地域活性化の新たな取り組みが生まれてきました。村としては、更なる人材と活動の掘り起こしを図り、村民総活躍によるむらづくりを推進するため、平成28年度からより、「キラリと光る地域ビジネス創造事業」として、事業を実施しています。

2 制度の概要

(1) 対象となる事業

新たな地域ビジネス創造を基本とし、雇用拡大、U I Jターンの受入や、若者の定住促進など地域の課題解決を行う組織育成事業を対象とします。分野を超えて横断的に連携を広げていくような事業や、村民の自由な発想と視点が関川村の活性化に活かされる事業のご提案を歓迎します。

また、地域資源を活かし、継続して事業を展開し、更なる広がりが期待ができたり、公益性がある事業を応募の前提とします。

詳しくは、次ページ以降をご覧ください。

(2) 補助金の額等

| | |
|-------|--|
| 補助金の額 | <p>①事業の総予算額は400万円。</p> <p>②補助対象経費の2分の1以内、上限額は100万円です。ただし村内の空き店舗又は空き家を活用した事業の場合は、補助対象経費の3分の2以内、上限額は120万円です。</p> |
|-------|--|

(3) 応募要件等

| | |
|-------------|--|
| 補助の対象となる経費 | <p>「雇用対策」「若者定住」「産業育成」による「地域活性化」に寄与する新事業創出の活動に必要と認められた経費。</p> <p>※1 団体の組織自体を維持し運営していくための経費は対象としない。</p> <p>※2 村内に同様の事業がある場合や既存事業の拡大については対象としない。</p> <p>※3 新たな雇用創出による新ビジネス提案の場合は、その人件費を補助対象(補助対象経費の10%以内)とする。</p> |
| 補助を受ける団体の要件 | <p>次のすべての項目を満たす団体。</p> <p>①コミュニティ・集落・企業・任意団体・有志等で、村内に主たる活動拠点があること。なお、任意団体・有志団体は、組織化、法人化を目指すこと。</p> <p>②継続的な活動を行っている、またはこれから継続してビジネス展開することが見込まれる団体であること。本事業を実施するためだけに設立された団体でないこと。</p> |
| 補助対象としない団体 | <p>①宗教的活動や政治的活動を主たる目的として設置された団体</p> <p>②暴力団または、暴力団やその構成員の統制下にある団体</p> <p>③その他村長が適当でないと認める団体</p> |
| 審査 | <p>①予備審査；総務課企画財政班による書類審査</p> <p>②本審査；本事業審査会（村、総合振興審議会(2～3名程度)、村内外有識者(3～4名程度)で構成)による審査</p> <p>※本審査に当たり、応募者によるプレゼンテーションを行います。</p> |
| 事業の公表 | <p>当事業による補助が決定した案件については、広報紙等で村民に公表します。</p> |

(4) 審査基準等

| | | |
|----|-----------|---|
| 1 | 事業の目的 | <ul style="list-style-type: none">・「雇用対策・若者定住・産業育成」のいずれかに該当しているか・「地域の課題解決」や「地域活性化」に寄与するか・提案事業は、目的が明確であり、新たな発想によるものか |
| 2 | 実現の可能性 | <ul style="list-style-type: none">・事業計画のスケジュールは適正かつ妥当か・提案事業は効果的であり、具体的な成果が期待できるか・計画期間内に事業が終了できる計画内容で立案されているか・空店舗や空き家を活用する場合、所有者との調整ができているか |
| 3 | 予算の妥当性 | <ul style="list-style-type: none">・経費の必要性は明確か・適正な経費見積りとなっているか・適正な収支計画となっているか |
| 4 | 継続性 | <ul style="list-style-type: none">・提案事業は、ビジネスとして継続性と発展性が見込まれるか・提案事業は、運営資金の確保ができるか・提案団体は事業を継続していく方策を持っているか |
| 5 | 先進性 | <ul style="list-style-type: none">・提案事業は将来を見越した先駆的な取り組みか・提案事業は新たな視点・発想から提案されたものか・新分野開拓の取り組みであり、モデル事業となり得るか |
| 6 | 発展性 | <ul style="list-style-type: none">・提案事業は地域課題解決と地域活性化につながるか・提案事業は他の産業活動に波及効果が期待できるか |
| 7 | 役割分担 | <ul style="list-style-type: none">・提案団体と行政等関係団体の役割分担は明確であるか・提案事業において、関係団体との合意形成は出来ているか |
| 8 | 地域貢献度 | <ul style="list-style-type: none">・提案事業は、地域社会・地域住民に対して貢献する内容か・地域の課題解決を図り、地域の特色を活かしたものであるか |
| 9 | 事業遂行能力 | <ul style="list-style-type: none">・提案団体は事業遂行上の問題を解決していく能力があるか・提案団体は、新ビジネスを複数年に渡って維持、継続できる能力があると認められるか |
| 10 | プレゼンテーション | <ul style="list-style-type: none">・提案団体はプレゼンテーションにおいて、事業を的確に熱意をもって説明したか |

3 申し込みから結果公表までの流れ

(1) 応募受付期間

平成 29 年 4 月 13 日 ～ 5 月 31 日 (水) まで

- ・事業の申請にあたっては、応募書類の提出前に総務課企画財政班にご相談ください。

- ・ 申請時に使用する様式等は、企画財政班でお渡しするか、村ホームページからダウンロードできます。
- ・ 応募を受付した後、申請内容及び書類の記載内容等について、役場総務課企画財政班による事業ヒアリング（聞き取り調査）を随時行います。

(2) 本審査

応募者による事業のプレゼンテーションを実施します（平成 29 年 6 月頃を予定）。

この事業プレゼンを受けて、審査会による審査を実施し、その結果を受けて、後日村長が補助金の交付決定を行います。

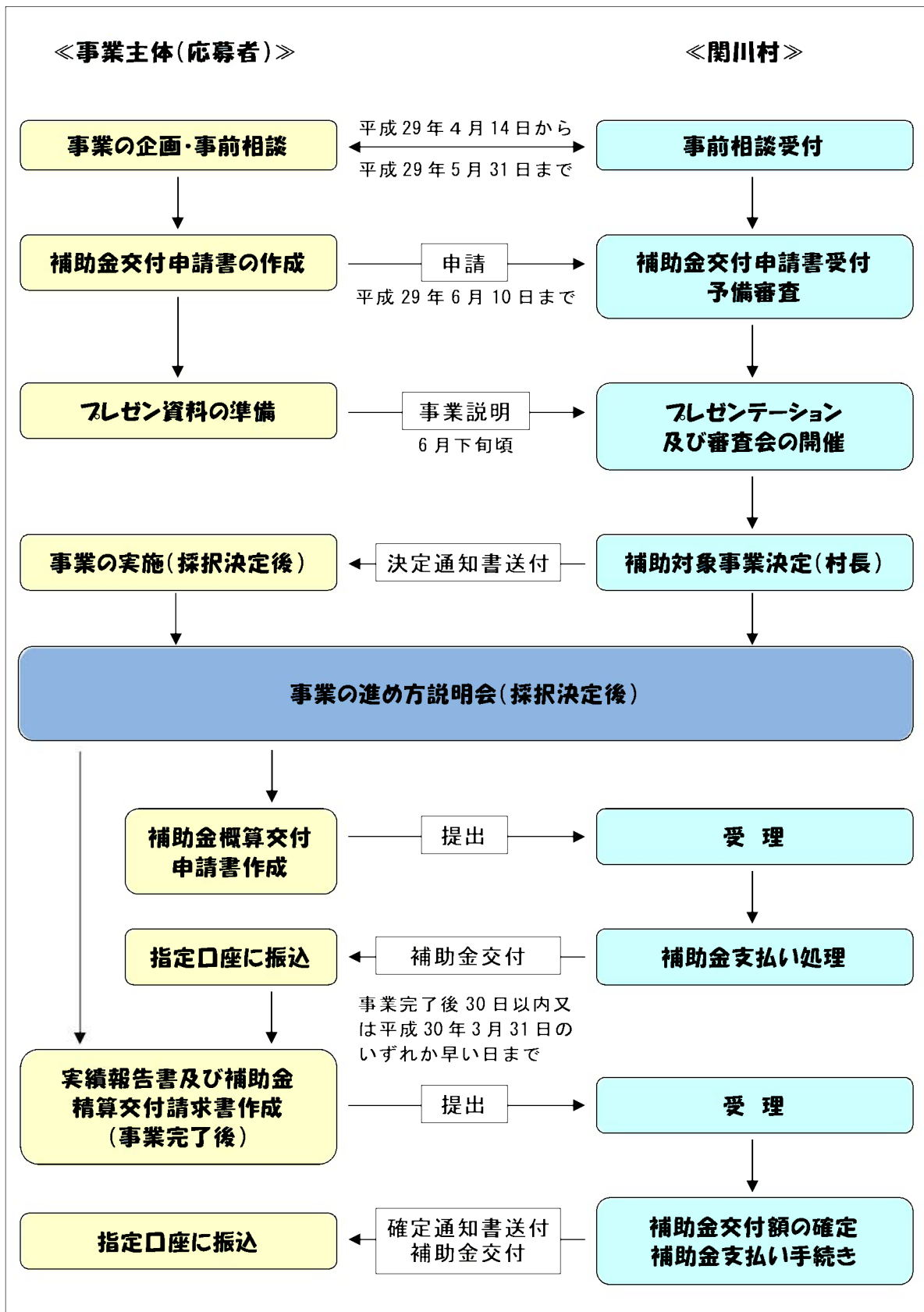
(3) 事業完了(成果)の報告

事業が完了した後は、その実績を報告する書類を提出いただきます。また、成果報告会（後日日程を調整、公開）の場を設け、事業の成果を村民に報告していただきます。なお、事業の実施にあたり村補助金が活用されることから、村が実施する監査の対象となります。

また、事業完了年の翌年以降、事業の実施状況について説明を求めます。

※ 村広報紙やホームページ上で、記事掲載のご協力をお願いする場合があります。

(4) 申請から補助金交付までの流れ



4 補助金等の事務手続き

(1) 応募申請

当事業に応募する団体は、募集期間内に次の書類を提出してください。

提出書類

- 関川村むらづくり総合推進事業（地域力緊急対策分）応募書（様式第1号）
- 関川村むらづくり総合推進事業（地域力緊急対策分）提案シート（様式第2号）
- 事業計画書（様式第3-1号）
- 収支予算書（様式第3-2号）
- 上記の他、事業の趣旨や具体的な内容を説明できる事業計画書等の説明資料（任意様式）、見積書、カタログ、図書類など、審査にあたり必要と考えられる書類・資料類

(2) 補助対象事業の決定

審査会の審査結果を基に、村長が補助対象事業を決定し、各団体（申請者）にその結果をお知らせします。

- 関川村むらづくり総合推進事業（地域力緊急対策分）補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）

(3) 補助金の概算請求

村が交付する補助金は、一般的に事業完了後に補助金額を決定し、交付することを原則としていますが、この補助制度は皆さんが事業に取り組みやすいよう、事業の着手時に、交付決定額の一部（80%を上限）を交付（概算払い）することができます。

補助金の概算交付手続きを希望する場合は、交付決定通知書が届いた後速やかに、下記の書類を提出してください。

提出書類

- 関川村むらづくり総合推進事業（地域力緊急対策分）補助金交付請求書（様式第5号）

(4) 実績報告

補助事業が完了した日から、原則30日以内又は翌年の3月31日のいずれか早い日までに、関係書類を添えて事業の実績を報告してください。

村では実績報告の内容を確認し、事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していることや、その内容が適正かなどを確認し、補助金の額を確定します。

提出書類

- 関川村むらづくり総合推進事業（地域力緊急対策分）実績報告書（様式第6号）
- 事業収支決算書（様式第7-1号、7-2号）及び別紙、並びに出納簿
- その他添付書類（事業概要、領収書の写し、完了写真、通帳の写しなど）

(5) 補助金の確定

村は、提出された実績報告を審査した後に、補助金交付額の確定通知を行います。

- 関川村むらづくり総合推進事業（地域力緊急対策分）補助金等の額の確定通知書（様式第8号）
- ※ 決算額が交付決定額を下回る場合は、補助金を減額します。また、概算請求による交付額を下回る場合は、既に支払った補助金との差額を返還していただきます。

(6) 補助金の請求

実績報告と併せ、補助金の交付請求をしてください。

概算払いによる補助金の交付を受けている場合は、確定後の補助金額と既に支払った補助金との差額が支払われます。

提出書類

- 関川村むらづくり総合推進事業（地域力緊急対策分）補助金交付請求書（様式第5号）

(7) その他

- ・ 補助団体が、偽りや補助金を目的外に使用するなどしたときは、村は補助金交付決定の全部または一部を取り消すことがあります。
- ・ 事業計画を途中で変更、中止、廃止する場合や、代表者等に変更があった場合は、総務課企画財政班までご連絡ください。
- ・ 補助事業に係る収入・支出を明らかにした帳簿やその証拠書類を整理の上保管してください。必要に応じ、村が資料の提供を求める場合があります。